

[事案 2024-232] 転換契約取消請求

・令和7年7月7日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2024-44] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

身に覚えのない契約であることを理由に、転換契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年7月に組立型保険（契約①）、平成27年11月に組立型保険（契約②）を契約し、その後、令和元年6月に契約①を組立型保険（契約③）に、同年11月に契約②を組立型保険（契約④）に転換した。また、同年9月には組立型保険（契約⑤）を契約した。しかし、以下等の理由により、契約③④⑤を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約③④⑤については、自分は全くの不認知であり、令和5年3月に、保険会社からの契約一覧表で初めて知ったものである。契約内容の説明等を誰からも受けておらず、申込書の署名も自分のものではない。
- (2) 契約③④⑤は、保障型の保険としては極めて短期間（6か月間）で契約されており、保障内容も重複している。

<保険会社の主張>

契約③④⑤については、募集人はいずれも申立人母に事前に保障内容を説明のうえ了解いただいており、各契約の契約日に募集人が申立人宅を訪問し、申立人母の同席の上で、申立人に対し、募集用携帯端末にて契約概要および見直し比較表を用いて保障内容を説明している。また、いずれも申立人自身から申込書および告知の署名をもらっていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 契約⑤の申込みが申立人の意思にもとづいているかどうかには相当の疑問があり、申立人および募集人の事情聴取の結果によっても、少なくとも募集人が契約⑤の十分な説明を申立人自身に行っていることはうかがえない。また、申立人の意向を十分に把握して保険契約を勧めたことをうかがうこともできず、募集手続にも問題があったことは明らかである。
- (2) 契約③④についても、募集人が十分な説明を申立人自身に行ったということを認めることができない。